様式第11号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年　月　日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）（６月１日現在の状況報告）

年　月　日

厚 生 労 働 大 臣　殿

提出者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな） 1 氏名又は名称				
2 住　所	〒（　　） （　　）　－			
（ふりがな） 3 代表者の氏名 （法人の場合）			役　名	
（ふりがな） 4 事業所の名称				
5 事業所の住所	〒（　　） （　　）　－			
6 大企業、中小企業の別	1　大企業　　2　中小企業			
7 産業分類	名称		分類番号	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	～			
9 民営職業紹介事業との兼業	1　有　　2　無	許可・届出番号		
10 親会社の名称		備考		
①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号		
11 請負事業の実施	1　有　　2　無	うち構内請負の実施	1　有　　2　無	
12 労働者派遣事業の売上高		13 請負事業の売上高		
14 備考				

※労働局記入欄

Ⅰ　年度報告

（１）派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が１年以上の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が１年未満の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者
①全労働者		－	－	－	－
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥ 登録者　※		－	－	－	－

※登録制度のある事業主のみ

（２）海外派遣労働者数（実人数）

（３）派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	１日以下のもの	１日を超え７日以下のもの	７日を超え１月以下のもの	１月を超え２月以下のもの	２月を超え３月以下のもの	３月を超え６月以下のもの	６月を超え１２月以下のもの	１年を超え３年以下のもの	３年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

（４）教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の内容	教育の方法の別 １ 座学・２ 実技	教育の実施主体の別 １ 事業主・２ 派遣先・３ 教育機関・４ その他	受講した派遣労働者数	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						
ニ						
ホ						

③主な派遣先事業主（取引額上位５社）

氏名又は名称	所在地

② その他の教育訓練（①及び（９）に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 １ OJT・２ OFF-JT	訓練の実施主体の別 １ 事業主・２ 派遣先・３ 訓練機関・４ その他	訓練費負担の別 １ 無償（実費負担なし）・２ 無償（実費負担あり）・３ 有償	賃金支給の別 １ 有給（無給部分なし）・２ 有給（無給部分あり）・３ 無給	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						

（５）紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数（人）

（６）雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数 教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※２）	左記以外のその他の措置	備考
計									
３年見込み									
２年半から３年未満見込み									
２年から２年半未満見込み									
１年半から２年未満見込み									
１年から１年半未満見込み									
１年未満見込み（※１）									

※１ 「１年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が１年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※２ （５）欄の「イ　紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

様式第11号（第３面）　　（日本工業規格A列4）

（７）派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）
（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均						
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 08 製造技術者						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師						
13 保健師，助産師，看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家，記者，編集者						
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者						
23 音楽家，舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金（１日（８時間当たり）の額）

	日雇派遣労働者の派遣料金（1日（８時間当たり）の額）
全業務平均	
４－１(情報処理システム開発)	
４－２(機械設計)	
４－３(事務用機器操作)	
４－４(通訳、翻訳、速記)	
４－５(秘書)	
４－６(ファイリング)	
４－７(調査)	
４－８(財務)	
４－９(貿易)	
４－10(デモンストレーション)	
４－11(添乗)	
４－12(受付・案内)	
４－13(研究開発)	
４－14(事業の実施体制の企画、立案)	
４－15(書籍等の制作・編集)	
４－16(広告デザイン)	
４－17(ＯＡインストラクション)	
４－18(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食物調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者 50						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 製品製造・加工処理従事者 53						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56 製品検査従事者 57						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金（１日（８時間当たり）の額）

	日雇派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）
全業務平均	
４－１（情報処理システム開発）	
４－２（機械設計）	
４－３（事務用機器操作）	
４－４（通訳、翻訳、速記）	
４－５（秘書）	
４－６（ファイリング）	
４－７（調査）	
４－８（財務）	
４－９（貿易）	
４－10（デモンストレーション）	
４－11（添乗）	
４－12（受付・案内）	
４－13（研究開発）	
４－14（事業の実施体制の企画、立案）	
４－15（書籍等の制作・編集）	
４－16（広告デザイン）	
４－17（ＯＡインストラクション）	
４－18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

（８）マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	
書類の備えつけ	
その他（　　）	

（９）キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

		計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
						職務経験有り	知見有り
計							
	キャリア・コンサルタント				—	—	—
	上記以外の担当者				—		
	営業職				—		
	その他				—		

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 上段：種別（1 派遣前（雇入時）・2 派遣中・3 入社○年目・4 待機中・5 無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練）、人数 下段：具体的な対象となる労働者	人数	延べ実施時間（上段）・１人当たり平均実施時間（下段） ※各年ごとの延べ実施時間÷各年ごとの人数＝１人当たり平均実施時間 １年目	２年目	３年目	４年目以降	訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT（計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給
イ 入職時等基礎的訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ロ 職能別訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ハ 職種転換訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ニ 階層別訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ホ その他の教育訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間の合計							備考			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）										

Ⅱ　6月1日現在の状況報告

1　派遣労働者の実人数

①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	派遣労働者計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計					

①－２業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07・08 製造技術者			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者			
11 その他の技術者			
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師			
13 保健師，助産師，看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家，記者，編集者			
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者			
23 音楽家，舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			

①－２業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
—	—	—	—
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43～45　自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49・50 生産設備制御・監視従事者			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52・53 製品製造・加工処理従事者			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56・57 製品検査従事者			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の２第１項第２号（高齢者）			
法第40条の２第１項第３号イ（有期プロジェクト業務）			
法第40条の２第１項第３号ロ（日数限定業務）			
法第40条の２第１項第４号（育児休業等取得者の代替）			
法第40条の２第１項第５号（介護休業取得者の代替）			

③日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者　計	ⅰ～ⅳに該当しない者	ⅰ 高齢者	ⅱ 昼間学生	ⅲ 副業として従事する者	ⅳ 主たる生計者でない者

④日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

	日雇派遣労働者　計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
４－１（情報処理システム開発）	
４－２（機械設計）	
４－３（事務用機器操作）	
４－４（通訳、翻訳、速記）	
４－５（秘書）	
４－６（ファイリング）	
４－７（調査）	
４－８（財務）	
４－９（貿易）	
４－10（デモンストレーション）	
４－11（添乗）	
４－12（受付・案内）	
４－13（研究開発）	
４－14（事業の実施体制の企画、立案）	
４－15（書籍等の制作・編集）	
４－16（広告デザイン）	
４－17（ＯＡインストラクション）	
４－18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

⑤日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の２第１項第３号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の２第１項第３号ロ（日数限定業務）	
法第40条の２第１項第４号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の２第１項第５号（介護休業取得者の代替業務）	

２　過去１年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

３　雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが１年以上の労働者		雇用見込みが１年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			―	
健康保険			―	
厚生年金保険			―	

様式第11号（第８面）

記載要領

第１面

１　「許可番号」及び「許可年月日」欄について、平成27年９月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所においては、許可番号等を記入すること。
　なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　６欄及び７欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年９月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第１面の８欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。６欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者を指すこと。

４　８欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。

５　10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第２項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。

６　11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、１を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の１を○で囲むこと。

７　12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

Ⅰ 年度報告

第２面

１　（１）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。

２　（１）欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第１項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。

３　（１）欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。

４　（１）欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

５　（１）欄の「通算雇用期間が１年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が１年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が１年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が１年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に１年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して１年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して１年以上である派遣労働者をいうこと。

様式第11号（第９面）

6　（２）欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。

7　（３）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「０」を記載すること。

8　（３）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、１つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（３）欄の①欄が「０」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。

9　（３）欄の③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位５位までの事業主名を記載すること。（３）欄の①欄が「０」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（３）欄の③欄には記載の必要がないこと。

10　（４）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。

11　（４）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップに措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。

12　（４）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には５コースまでを、②欄には３コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。

13　（４）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第１項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当号数に応じた１～８までの数字を、労働安全衛生法第59条第２項の規定に該当する場合は９を、同条第３項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大２つまで記載すること。

14　（４）欄の①欄について、「教育の内容」については、「４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「ＫＹ（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

15　（４）欄の①欄及び②欄について、「１人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した１人当たりの平均実施時間数を記載すること。

16　（４）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

17　（４）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「１　無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

18　（４）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たつて給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たつて給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

19　（５）欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。

20　（６）欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の実人数を記載すること。

21　（６）欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

22　（６）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

23　（６）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

24　（６）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

25　（６）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号（第10面）

（日本工業規格Ａ列４）

第３面及び第４面

26　（７）欄の①欄及び①の（続）欄については、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。

27　（７）欄の②欄及び③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第４条第１項第１号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。

28　（７）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、１人１日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに、８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

29　（７）欄の①欄及び①の（続）欄並びに③欄について、賃金（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）は、１人１日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第１面の８欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄及び③欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第４条第１号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

30　（８）マージン率等の情報提供の状況については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第11面）

第５面

31　（９）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

32　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

33　（９）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリア・コンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

34　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルティングに関する職務経験･知見の有る者」欄について、「職務経験有り」とは、過去において職務としてキャリア・コンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見のある者」とは、過去においてキャリア・コンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

35　（９）欄の②欄については、①欄の担当者が行うキャリア・コンサルティングを受けた実人数を記載すること。

36　（９）欄の③欄については、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

37　（９）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

38　（９）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すると共に、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の派遣労働者」等、具体的に記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

39　（９）欄の③欄の「人数」欄には、報告対象期間内においてキャリアアップに資する教育訓練を実施した全ての派遣労働者数（延べ人数）を記載すること。

40　（９）欄の③欄の「１人当たりの平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施した平均訓練時間を記載し、平均実施時間は報告対象期間内で当該訓練を実施した延べ時間を当該訓練を実施した延べ人数で割ることによって算出すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。

41　（９）欄の③欄の１人当たりの平均時間の合計欄は、１年目、２年目と各年ごとに合計して記載すること。

42　（９）欄の③欄の「0JT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「0FF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練として0JTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的な0JTを実施しなければならないことに留意すること。

43　（９）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２ 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。

44　（９）欄の③の「賃金支給の別」において、「１ 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２ 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３ 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

45　（９）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間の合計」については、「訓練の方法の別」についてが「１ 計画的な0JT」又は「２ 0FF-JT」、「訓練費負担の別」についてが「１ 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」についてが「１ 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもののみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であつて１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上である必要があることに留意すること。

46　（９）欄の③欄については、上記45を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施したすべての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

47　（９）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」に支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号（第12面）

記載要領

Ⅱ ６月１日現在の状況報告

第６面及び第７面

１　１欄の派遣労働者の実人数については、報告の対象となる６月１日現在（６月１日が日曜日に当たる場合は６月２日現在とし、土曜日に当たる場合は６月３日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。

２　１欄の①―２欄について、「物の製造の業務に従事した者」欄には、報告の対象となる６月１日現在において労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。

３　１欄の①―２欄及び①―２の（続）欄については、報告の対象となる６月１日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもっとも多く従事した業務に従事したものとすること。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。

４　１欄の②欄について、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第２号から第５号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（１欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

５　１欄の③欄について、「日雇派遣労働者」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第１号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第２号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第３号に該当する者であって労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第１号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第２号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。

６　１欄の④欄について、６月１日現在における労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者及び労働者派遣法施行令第４条第１項第１号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（１欄の③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものすること。

７　１欄の⑤欄について、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第３号から第５号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（１欄の③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

８　２欄については、６月１日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去１年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）を記載すること。

９　３欄については、報告の対象となる６月１日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、６月１日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。

10　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。